

環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書について

環境影響評価法で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方の整理

環境影響評価法に定められた対象事業（以下「法対象事業」という。）においては、まず、放射線の空間線量率が高い土地で土地の形状の変更等を行うことにより放射性物質が相当程度拡散・流出し、環境への影響が生じることが考えられる。

加えて、現行の法対象事業の中には、供用中に放射性物質を取扱う事業がある。

したがって、環境影響評価法手続の中で放射性物質を取扱う必要がある事業としては、現行の法対象事業のうち、土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業及び供用中に放射性物質を取扱う事業が考えられる。

1 基本的事項に関する内容**(1) 放射性物質の環境の構成要素としての整理の考え方**

放射性物質は通常関係法令の規制に基づき事業者等により管理されており、環境影響評価法で取扱う必要があるのは、一般環境中の放射性物質であることから環境の構成要素として一般環境中の放射性物質を位置付ける。

(2) 放射性物質による環境の汚染状況の把握の方法

放射性物質については、様々な放射性核種から放出される総体としての放射線の強さが問題の中心となることから、放射性物質による環境の汚染の状況の把握については放射線の量で行うことが基本と考えられる。

したがって、環境の構成要素において、一般環境中の放射性物質に区分される選定項目については、放射性物質による環境の汚染の状況を放射線の量によって把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。⇒別紙参照

(3) 調査、予測及び評価の考え方

調査は、国や地方公共団体等による既存の測定結果を活用するとともに、必要に応じて地域における環境情報等を参考とし、実測に当たっては一般的に実施されている測定手法を参考に行う。

調査、予測及び評価はその段階における科学的な知見に基づいて行う。

(4) 環境保全措置の考え方

土地の形状の変更等に伴う放射性物質の拡散・流出を抑制するために環境保全措置を講じる場合には、事故由来放射性物質への対処のために策定された様々な法令やガイドライン等が参考になるものと考えられる。

2 対象事業に関する内容**(1) 土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業における留意事項**

今般の改正が適用されるのは全国で実施される法対象事業になるが、当面の課題としては、事故由来放射性物質への対応が求められることになる。

土地の形状等の変更に伴い放射性物質が相当程度拡散流出するおそれがある場合としては、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づく避難指示区域等で法対象事業を実施する場合を一つの目安とすることが想定される。

このような考え方を基本としつつ、事業特性及び地域特性を踏まえながら、放射性物質について環境影響評価を行うべきか否かを検討することが想定される。

(2) 供用中に放射性物質を取扱う事業における留意事項

法対象事業のうち、供用中に放射性物質を取扱う事業は、原子力発電所の設置等の事業及び廃棄物最終処分場の設置等が考えられる。

原子力発電所の設置等の事業の場合、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき審査が行われることとなっている。

また、廃棄物最終処分場については、放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物であれば、通常行われている処理方法により、原子力安全委員会決定において示された目安を下回るよう安全に処理することが十分可能である。